

フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧
(平成 27 年度 6 ～ 8 月分)

番号	質 問	回 答
1	<p>監査対象である「明細書」について明確に定義して頂き、周知徹底して頂きたい。</p> <p>ぎょうせい(政治資金監査制度研究会編)発行の「政治団体のための会計ハンドブック」によれば、「明細書」とは、「政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出した者は、以下の事項を記載した明細書(以下省略)」とあり、これが定義と考えられます。この定義が正しければ、かなりイレギュラーな取引であり、ほとんどの政治団体が該当しないように思います。適正委員会のテキストでも監査報告書の記載例では明細書は保存されている例が多く、これにつられて誤っている事などが多いのではないかと考えます。あるいは、明細書の定義が上記と異なるなら、再度明確に定義していただき周知徹底いただくようお願いいたします。毎年監査報告書を作成する際に困っています。</p>	<p>政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該団体のために支出した者が会計責任者に提出する明細書について、様式は定められてはいませんが、政治資金規正法第 10 条で次のように規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。 <p>明細書を会計責任者に提出しなければならない場合の具体例について、政治資金監査に関する Q & A の V-3 でパンフレットに貼付する切手代等の例を示していますので、ご参照ください。</p> <p>また、政治資金監査報告書の「2 監査の結果」には、登録政治資金監査人が保存等を確認した書類のみを記載することとされており、明細書が保存されていない場合には記載する必要はありませんので、政治資金監査報告書チェックリストもご活用の上、政治資金監査報告書を作成してください。</p> <p>なお、当該支出をした者は、当該支出に係る領収書等を徴した上で、直ちに当該領収書等(振込みの方法により支出した場合には、振込明細書)を会計責任者に送付しなければならないこととされており(法第 11 条)、法令上、明細書は領収書等とは異なる書類とされていることにご留意ください。</p>
2	<p>コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合、コンビニエンスストアが発行する払込受付証、払込受領証で支出目的、金額、年月日</p>	<p>ご質問のような一般の企業・会社が発行した書面を用いてコンビニエンスストアで代金等を支払った場合に、コンビニエンスストアが発行する書</p>

	<p>が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当するとなっておりますが、公共料金等の等には何が入りますか。一般企業会社への支出も該当しますか。</p>	<p>面で当該支出の目的、金額及び年月日が記載されたものは、領収書等に該当します。</p>
3	<p>コンビニエンスストアでも郵便局でも支出可能な払込受付証、払込受領書があります。一方金融機関（郵便局）の振込明細書に支出目的を追記することで「振込明細書に係る支出目的書」を別様にて作成することは不要となっておりますが、コンビニエンスストア（郵便局でも取扱可のもの）で支払った場合は、この取扱いがなく、「領収書を徴し難かった支出の明細書」の作成が必要になりますか。</p>	<p>ご質問のような支出の目的が記載されていない場合には、政治資金規正法上、会計責任者には領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成が求められることとなります。</p> <p>なお、このような場合、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（領収書等に係る請求書等）が必要記載事項に不備のある領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であることを確認することも認められています。</p> <p>（政治資金監査に関する研修テキスト p53-54 参照）</p>
4	<p>領収書に発行者の住所の記載がない場合、調べて帳簿に記載するのは、高額領収書分だけで良いか。そのような話が出ているようだが。</p>	<p>領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められています。</p> <p>この取扱いは領収書等の金額によって異なるものではありません。</p> <p>なお、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては、記載不備とは扱わないこととしています。</p> <p>（過去の回答と同旨）</p> <p>（政治資金監査に関する研修テキスト p56-57 参照）</p>
5	<p>Suica の領収書の包括計上は、今</p>	<p>交通事業者が運営する電子マネー</p>

	<p>後も継続するのか。かなり利用している場合など、使途が不明な場合もみうけられる。</p>	<p>を利用した場合については、原則として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で支出に計上、 ② その後、電子マネーを利用した場合に、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、 ・ 同額を収入に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上することとなります。 <p>なお、当委員会の見解として、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、現金をチャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する簡易な記載方法を示しています。</p> <p>交通費以外に使用する場合には、この簡易な記載方法は認められず、当該支出について個別に記載することとなります。</p> <p>(政治資金監査に関する研修テキスト p120、122、124 参照)</p>
6	<p>記念品を購入しましたが、選挙など途中に起きてしまい報告会等での記念品の配布ができなくなった場合、期をまたいでの在庫はどのように記載したら良いのか。</p>	<p>まず、念のため、当該質問は会計責任者から質問があったことによる当委員会への質問であると理解しますが、「政治資金監査に関する研修テキスト」p32 にあるとおり、自ら作成した会計帳簿等について自ら政治資金監査を行うことになることは、政治資金監査の趣旨を踏まえれば適当でない旨が記載されていますので、もう一度、この点についてご留意願います。</p> <p>収支報告書への記載方法については、まず、当該記念品の購入については、購入した時点で収支報告書の様式(その14)「経常経費(人件費を除く。)'の内訳」又は(その15)「政治活動費の内訳」に支出として計上します。</p> <p>また、当該記念品自体については、ご質問からは事実関係は明らかではありませんが、収支報告書の様式(その18)「資産等の状況」への記載方法</p>

		<p>ということであれば、当該記念品が「取得の価額が 100 万円を超える動産」等の当該様式に記載すべき資産等に該当する場合には、様式（その 18）の記載要領に従い、12 月 31 日時点で有する資産等ごとに、必要事項を記載することとなります。</p> <p>なお、政治資金監査は支出のみを対象としていますので、資産等の状況の確認までは求められていません。</p>
7	<p>寄附の制度について 補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附の内容で、国や地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金の交付の決定通知日から 1 年を経過する日までの間、政党・政治資金団体に対し寄附をすることはできない。</p> <p>①具体的によく（多く）該当するものにはどのようなものがあるかを知りたい</p> <p>②寄附を受けるときに、“この条項に該当しない”と寄附を行う者が記入できるような書面（書式）を総務省で用意できないか</p> <p>③関係官庁から補助金等の支払先一覧表を各官庁の HP 等で表示するか、各政治団体の配賦ができないか。</p>	<p>政治資金監査は支出のみを対象とし、収入はその対象とはしていません。</p> <p>なお、政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項には、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件として「試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの」が定められていますが、政治資金適正化委員会では、個々の補助金等が当該適用除外要件に該当するかどうかを把握していません。</p> <p>補助金等を所管する各府省庁においては、平成 27 年度予算に計上された補助金等について、補助金等が政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項に規定する適用除外要件に該当するか否かを分類し、補助金等の交付決定に合わせて、分類結果について交付先に通知を行うと聞いています。</p>
8	<p>業務制限の記入で使用人を使わない場合も使用人に言及して書かなくてはならないのか。</p>	<p>お尋ねのように政治資金監査の業務を補助した使用人等がない場合には、使用人等に係る業務制限の有無について記載する必要はありません。</p>
9	<p>昨年問題となった後援者の観劇招待費について、監査人は支出の形式監査となっているが、収支報告書も監査対象となっているので、大きく支出を下回る収入についての問題点もメディア等から監査人の監査の仕方や質を問われないか？ネギなどの支出も同様に心配な点です。</p>	<p>登録政治資金監査人の職務は、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、政治資金監査報告書にもこの旨を記載することとされています。</p> <p>法及び政治資金監査マニュアルでは、政治資金監査について、収入はそ</p>

	<p>の対象としておらず、支出についても 使途の妥当性を評価するものではない とされており、これらの事項は登録 政治資金監査人の職務ではありません。 (政治資金監査マニュアルⅡ. 2. 10 を参照)</p>
--	--